岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 脱炭素社会の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化(以下「スマートエネルギー化」という。)を推進するため、市内の住宅にスマートエネルギー化に資する機器を導入した者及び環境性能に特に優れた自動車等を導入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内の住宅 (店舗等併用住宅を含む。以下同じ。)に別表第1に掲げる補助対象機器を導入する事 業又は補助対象機器が設置された市内の住宅(以下「補助対象機器付建売住宅」とい う。)を購入する事業とし、同表補助対象機器の欄に掲げる区分に応じ、同表個別要件 及び共通要件の各欄に定める要件を満たすものとする。

(補助事業者)

- 第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第4号又は第5号に規定する契約により補助対象機器を導入した者にあっては、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を除く。
 - (1) 補助対象機器を住宅に導入した個人であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの
 - ア 補助対象機器の導入に係る契約の当事者であること。
 - イ 補助対象機器の代金の支払をし、その支払いに係る領収書の名宛人であること (割賦販売により導入する場合を除く。)。
 - ウ 当該補助対象機器を使用する者であること。
 - エ 「あっ晴れ岡山エコクラブ」に入会していること(太陽光発電設備及び蓄電池を

導入した場合に限る。)。

- (2) 補助対象機器付建売住宅(家庭用燃料電池(エネファーム),窓断熱,HEMSは 太陽光発電設備と組み合わせて設置されている住宅に限る。)を購入した個人であっ て,前号アからエまでに掲げる要件を満たすもの
- (3) 電気自動車等及び燃料電池自動車を導入した個人であって、第1号アからエまでに 掲げる要件を満たすもの
- (4) 前3号に規定する個人に対し、賃貸借契約により補助対象機器を貸与したリース事業者
- (5) 第1号から第3号までに規定する個人に対し、太陽光発電設備及び蓄電池を無償で設置し、当該設備から発電された電気を建物所有者等に販売する契約(以下「PPA」という)により補助対象機器を設置したPPA事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。
 - (1) 市税を完納していない者
 - (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
 - (3) 同一の住宅において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を岡山市から受けている者
 - (4) 補助金の交付申請時に、申請住所に係る住宅に居住していない者及び当該住宅の所 在地に住民登録がない者。ただし、単身赴任等で一時的に当該住宅に居住していない 者であって、次のいずれにも該当する者を除く。
 - ア 当該住宅に家族等が居住していること。
 - イ 当該住宅に補助対象機器を導入した際の契約の契約当事者であること。
 - ウ 太陽光発電設備を導入した場合にあっては、当該太陽光発電に関する電力受給 契約者であること。
 - (5) 虚偽の補助金交付申請を行った者

(補助金の交付の制限)

第5条 同種の補助対象機器に係る補助金の交付の回数は、一住宅(同一敷地内にある別棟の建築物を含む。ただし、補助事業者と別生計にあると認められる場合を除く。)に

つき1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出された経費のうち、補助金の交付額算定に当たって対象となる経費(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額(既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに申請代行手数料等の費用を除く。)から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額とする。ただし、補助対象機器のうち太陽光発電設備及び蓄電池に係る補助金の交付額算定に当たっては、補助対象経費を基礎としない。

(補助金額)

- 第7条 補助金額は、別表第2の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、同表補助金額の欄に掲げる額とする。
- 2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨て るものとする。

(交付の申請)

- 第8条 補助金の交付申請は、岡山市住宅用スマートエネルギー導入促進補助金交付申請 書兼実績報告書(様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。
- 2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年3月10日(当該日が土曜日 又は日曜日に当たるときは、その直後の月曜日)とする。
- 3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに掲げる書類の添付は要しないものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

- 第9条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、補助金交付決定及び確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、申請者に対し、その理由を

付してその旨を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 前条第1項の補助金交付決定及び確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(手続代行者)

- 第11条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請等に係る手続の代行を、 補助対象機器を販売する者等に対して依頼することができる。
- 2 補助金の交付申請等に係る手続の代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、 依頼された手続を誠意をもって実施するものとする。
- 3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を履行していないと認めるときは、 当該手続代行者に対し、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(取得財産等の管理)

第12条 補助事業者は、補助対象機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他補助事業者の責めに帰することのできない理由により、補助対象機器がき損し、又は紛失したときは、この限りでない。

(取得財産等の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助対象機器の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器を譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄(以下「処分」という。)しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を受けた場合には、申請者に対し、書面により、その結果を通知 するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する補助対象機器の処分が、補助金等の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力依頼)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者及び手続代行者に対し、ライトダウ

ンキャンペーン,環境パートナーシップ事業への参加等,本市の地球温暖化対策の推進 に必要な協力を求めることができる。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月24日から施行する。
- 2 岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱(平成24年5月16日市長決裁),岡山市住宅用省エネ設備等導入補助金交付要綱(平成24年8月10日市長決裁。)及び岡山市電気自動車普及促進事業補助金交付要綱(平成24年5月24日市長決裁)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際, 現に前項に掲げる要綱に基づく補助金の交付を受けた補助事業 者の報告については, なお従前の例による。
- 4 この要綱は、平成28年5月9日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年5月8日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年5月7日から施行する。
- 7 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。
- 9 この要綱は、令和3年5月7日から施行する。
- 10 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象機器	個別要件	共通要件
太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワー	1 補助対象機器の導
	コンディショナー(インバータ・保護	入日(太陽光発電設
	装置)及びその他附属機器(接続箱,	備は,余剰売電の場
	直流側開閉機器及び交流側開閉機器)	合にあっては電力受
	で構成するものであって、次に掲げる	給開始日。自家消費
	要件のいずれをも満たすものであるこ	のみの場合にあって
	と。	は保証開始日。電気
	ア 太陽電池モジュールが一般財団法	自動車等及び燃料電
	人電気安全環境研究所(JET)の	池自動車は初度登録
	認証を受けているもの又はそれと同	日。窓断熱は出荷証
	等以上の性能及び品質が確認されて	明書又は施工証明書
	いるものであること。	に記載の納入日。そ
	イ 次に掲げる要件のいずれかを満た	の他の場合は保証開
	すものであること。	始日。)又は補助対
	(ア) 太陽電池モジュールの公称最大	象機器が設置された
	出力合計値又はパワーコンディシ	建売住宅の引渡日
	ョナーの定格出力合計値のいずれ	が、市長が年度ごと
	かが10kW未満(小数点以下2	に別に定める期間内
	桁未満切り捨て)であること。	であること。
	(イ) 電気事業者による再生可能エネ	2 補助対象機器は未
	ルギー電気の調達に関する特別措	使用品(電気自動車
	置法(平成23年法律第108	等及び燃料電池自動
	号) に基づく固定価格買取制度の	車の場合は未登録
	電力受給契約において最大受電電	車)であること。
	力が10kW未満であること。	3 補助対象機器に係
	ウ 既存設備増設の場合は、既存設備	るリースの取り扱い

	 分を含めた増設後の設備が上記イを	については, 次のと
	満たしていること。また、モジュー	おりであること。た
	ル増設の場合は、パワーコンディシ	だし、窓断熱は対象
	ョナーも交換又は増設しているこ	外とする。
	٤.	(1) 「法定耐用年数」
	エー発電した電気が住宅において消費	以上(太陽光発電
	されていること。	設備及び太陽熱利
太陽熱利用システム	 日本工業規格 (JIS) に適合した	用システムにおい
(自然循環型・強制	もの又は一般財団法人ベターリビング	ては, 10年以
循環型)	の優良住宅部品(BL部品)認定を受	上)の契約を締結
14 泉空/		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	けたものであること。	していること。
家庭用燃料電池(工	一般社団法人燃料電池普及促進協会	(2) リース事業者が
ネファーム)	(FCA) に登録されている機器であ	補助対象機器を貸
	ること。	与する場合にあっ
		ては、補助対象機
蓄電池	ア 一般社団法人環境共創イニシアチ	器の月々のリース
	ブ(SII)がZEH支援事業にお	料の額が、当該補
	いて補助対象としている機器である	助対象機器の借受
	こと。	人に対し、この要
	イ 常時,太陽光発電設備と接続し,	綱による補助金相
	同機器が発電する電力を充放電する	当額が還元されて
	こと。	いると認められる
窓断熱	公益財団法人北海道環境財団が既存	水準であること。
	住宅における断熱リフォーム支援事業	4 補助対象機器に係
	において補助対象としている製品であ	るPPAの取り扱い
	って、既築住宅への導入であること。	については, 次のと
電気自動車等	ア 一般社団法人次世代自動車振興セ	おりであること。
	ンター (以下「NeV」という。)	(1) 1 0年以上の契約を

事業費補助金において補助対象にし ている電気自動車又はプラグインハ イブリッド自動車(普通・小型・軽 乗用自動車及び普通・小型・軽貨物 自動車に限る。) であること。 イ 電気自動車等の導入者と使用者が 同一であること(導入者がリース事 業者の場合を除く。)。 ウ 使用の本拠の位置が市内であるこ 燃料電池自動車 ア NeVがクリーンエネルギー自動 車等導入事業費補助金において補助 対象にしている燃料電池自動車であ ること。 イ 燃料電池自動車の導入者と使用者 が同一であること(導入者がリース 事業者の場合を除く。)。 ウ 使用の本拠の位置が市内であるこ と。 V2H(※1) Ne Vが電気自動車・プラグインハ イブリッド自動車の充電インフラ整備 事業費補助金において補助対象として いる充電設備と同等以上の機能を有し ていること。

がクリーンエネルギー自動車等導入

- 締結していること。
- (2) P P A 事業者が補助 対象機器を設置する 場合にあっては、補 助金相当額を月々の 電気料金から減額 (割引) することと は補助金相当額を現 金等で還元すること。
- 5 家庭用燃料電池 (エネファーム), 窓断熱及びHEMS は,太陽光発電設備 と併せて導入した場 合を補助対象とす る。
- 6 店舗等併用住宅へ の導入については, 住宅部分への導入を 対象とする。ただ し,住宅部分の延床 面積が建物全体の延 べ床面積の2分の1

HEMS (**2)	ア エネルギー使用量を計測・蓄積	を超えるものに限
	し、「見える化」が図られているこ	る。
	と。	
	イ 「ECHONET Lite」規	
	格を標準的なインターフェースとし	
	て搭載していること。	

- ※1 V2H 電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給するシステム
- ※2 HEMS 家電,太陽光発電設備,エネファーム,蓄電池等をネットワーク化し, 居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に,エネルギーを管理する システム

別表第2(第7条関係)

補助対象機器	補助金額	
太陽光発電設備	太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディ	
	ショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kW当たり2	
	万円を乗じて得た額であって、10万円を上限とする。	
太陽熱利用システ	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、3万円を上	
ム (自然循環型)	限とする。	
太陽熱利用システ	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、5万円を上	
ム (強制循環型)	限とする。	
家庭用燃料電池	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、15万円を	
(エネファーム)	上限とする。	
蓄電池	蓄電池容量(定格容量)1 k W h 当たり1万円を乗じて得た額	
	であって、15万円を上限とする。	
窓断熱	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、10万円を	
	上限とする。	

電気自動車等	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、電気自動車
	のうち普通乗用自動車は13万円,小型・軽乗用自動車,普通・
	小型・軽貨物自動車は8万円を上限とし、プラグインハイブリッ
	ド自動車にあっては8万円を上限とする。
燃料電池自動車	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額であって、50万円を
	上限とする。
V 2 H	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、15万円を
	上限とする。
HEMS	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額であって、2万円を上
	限とする

別表第3(第8条関係)

港田芸色機 型	(田川)と西事報	北 泾 公 亜 事 粔
補助対象機器	個別必要書類	共通必要書類
太陽光発電設備	ア 「太陽光発電からの電	ア 補助対象機器の導入又は補助
	力受給契約のご案内」等	対象機器付き建売住宅の購入に
	の電力受給開始日が分か	係る契約書の写し(ただし,契
	る書面の写し(余剰売電	約時に契約書等を作成していな
	の場合に限る。)	い場合を除く。)
	イ 保証書の写し(自家消	イ 見積書,内訳書等補助対象機
	費のみの場合に限る。)	器に係る経費の内訳が確認でき
	ウ 太陽電池モジュールの	る書類の写し(アの契約書に当
	製造業者が発行する出力	該経費の内訳が明記されていな
	対比表又は出力対比表及	い場合に限る。)
	び製造番号票(型式名,	ウ 補助対象機器の設置に係る領
	製造番号及び測定出力値	収書の写し(PPAの場合を除
	の記載がある製品同梱の	く。割賦販売により設置する場
	もの)の写し	合にあっては,申請者が今後全
	エ 公図の写し(アに掲げ	額支払うことが明記されている

	 る「太陽光発電からの電	契約書等の写し)
	力受給契約のご案内」に	エ 滞納無証明書(市税に係る徴
	記載された受給場所(設	収金の滞納がないことを岡山市
	置場所)が地番表示のた	長が証明した書類で、発行後3
	め、申請住所と相違する	月以内のもの。申請者がリース
	場合に限る。)	事業者の場合にあっては, リー
	オ 設置状況を示す配置図	ス事業者,借受人双方のもの。
	カ 電力受給場所(連系	申請者がPPA事業者の場合に
	点)の住宅全体の写真	あっては、PPA事業者、サー
	(連系点とモジュール設	ビス利用者双方のもの。)
	置場所が違う場合)	オ 補助対象機器が導入された住
太陽熱利用システ	保証書の写し	宅の位置図(電気自動車等及び
ム(自然循環型・		燃料電池自動車を除く。)
強制循環型)		カ 補助対象機器の写真(機器の
家庭用燃料電池	保証書の写し	全体写真及び型式が確認できる
(エネファーム)		写真)及び補助対象機器が導入
蓄電池	ア 保証書の写し	された住宅全体の写真(電気自
	イ 「太陽光発電からの電	動車等及び燃料電池自動車を除
	力受給契約のご案内」等	< 。)
	の電力受給開始日が分か	キ 補助対象機器が導入された住
	る書面の写し(余剰売電	宅の居住者の住民票(発行後3
	の場合に限る。)	月以内のもの。単身赴任等によ
	ウ 太陽光発電設備の保証	り補助対象機器が導入された住
	書の写し(自家消費のみ	宅に当該システム及び住宅の所
	の場合に限る。)	有者が居住していない場合に限
窓断熱	ア 出荷証明書(公益財団	る。)
	法人北海道環境財団製品	ク 承諾書(申請者又は同居する
	型番の記載があるもので	家族等以外が所有する建物に補

	あって、製造メーカーが	助対象機器
	発行したもの)又は施工	る。)
	証明書の写し	ケ リース
	イ 設置状況を示す配置図	の場合に関
	ウ 補助対象機器が導入さ	コ リース料
	れた住宅の建物登記事項	(様式第2
	証明書(発行後3月以内	限る。)
	のもの。)	サ PPAl
	エ 補助対象機器設置に係	(PPA
	る施工中の写真	シ 経済的負
電気自動車等	ア 自動車検査証の写し及	書(様式第
	び自動車検査証記録事項	に限る。)
	の写し	ス その他で
	イ 保管場所標章番号通知	類
	書又は任意自動車保険契約	
	書等の写し(所有権留保付	
	クレジット購入の場合に限	
	る。)	
燃料電池自動車	ア 自動車検査証の写し及	
	び自動車検査証記録事項	
	の写し	
	イ 保管場所標章番号通知	
	書又は任意自動車保険契	
	約書等の写し(所有権留	
	保付クレジット購入の場	
	合に限る。)	
V 2 H	ア 設置状況を示す配置図	1
	イ 保証書の写し	
L		1

助対象機器を導入する場合に限る。)

- ケ リース契約書の写し(リース の場合に限る。)
- コ リース料金の算定根拠明細書 (様式第2号。リースの場合に 限る。)
- サ PPAに係る契約書の写し(PPAの場合に限る。)
- 経済的負担軽減措置内容説明書(様式第6号。PPAの場合に限る。)
- ス その他市長が必要と認める書 類

HEMS	ア 稼働していることが分	
	かるモニターの写真	
	イ 保証書の写し	